

公告第558号
平成26年12月18日

SCSK健康保険組合
理事長 古森 明

組合同規約の一部変更について

平成26年12月12日付SCSK健発第580号をもって、関東信越厚生局長宛に認可申請し、平成26年12月16日付関厚発1216第34号をもって認可があったので、別添、新旧条文対照表のとおり公告する。

以上

■新旧条文対照表

SCSK健康保険組合規約

新旧条文対照表

新		旧	
(別表)		(別表)	
	一部負担還元金等の 自己負担限度額		一部負担還元金等の 自己負担限度額
<u>標準報酬月額</u> 53万円以上	40,000円	<u>上位所得者</u>	40,000円
<u>標準報酬月額</u> 50万円以下	25,000円	<u>上位所得者以外</u>	25,000円
<p>附則</p> <p>この規約は、平成27年1月1日から施行する。</p>			